

第 3 2 号議案

足立区障害福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区障害福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障害福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「及び知的障害者授産施設」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 自立支援法第 5 条第 1 4 項に規定する就労移行支援に必要な施設

第 4 条第 5 号を削り、同条第 4 号中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 5 号」に改め、「並びに就労能力の向上を図るための訓練」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 前条第 1 項第 3 号の施設における通所による知的障害者及び身体障害者の就労能力の向上を図るための訓練及び指導に関すること。

第 4 条第 6 号中「前条第 1 項第 5 号」を「前条第 1 項第 6 号」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 3 号及び第 6 号」を「第 4 号及び第 7 号」に改め、同条第 3 号中「第 3 条第 1 項第 5 号」を「第 3 条第 1 項第 6 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「第 3 条第 1 項第 4 号」を「第 3 条第 1 項第 5 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同

号の前に次の 1 号を加える。

(2) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する施設

ア 自立支援法第 2 9 条第 1 項に規定する訓練等給付費の支給
決定を受けた者

イ 知的障害者福祉法第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定による措置
を受けた者

ウ 身体障害者福祉法第 1 8 条第 1 項の規定による措置を受け
た者

第 7 条第 1 項中「第 2 号イ及び第 3 号イ」を「第 2 号イ及びウ、第 3
号イ並びに第 4 号イ」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 2 号イ及び第 3 号イ」を「第
2 号イ及びウ、第 3 号イ並びに第 4 号イ」に改め、同項第 1 号中「第 4
条第 2 号」を「第 4 条第 2 号及び第 3 号」に改め、同項第 2 号中「第 4
条第 4 号及び第 5 号」を「第 4 条第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

就労移行支援の実施に伴い、規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。